

令和元年 第3回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 元年 5月16日 開会

令和 元年 5月16日 閉会

大 樹 町 議 会

令和元年第3回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和元年5月16日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1号 改元に伴う大樹町各会計予算の名称の変更について
- 第 6 議案第26号 監査委員の選任について
- 第 7 議案第27号 監査委員の選任について
- 第 8 議案第28号 副町長の選任について
- 第 9 議案第29号 大樹町税条例等の一部改正について
- 第10 議案第30号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第11 議案第31号 大樹町介護保険条例の一部改正について
- 第12 議案第32号 令和元年度大樹町一般会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第33号 令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第34号 財産の取得について
- 第15 議案第35号 財産の取得について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	布 目 幹 雄
総 務 課 長	松 木 義 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒 川 豊
住 民 課 長	鈴 木 敏 明

保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立

尾田認定こども園長兼学童保育所長

農林水産課長兼町営牧場長

建設水道課長兼下水終末処理場長

会計管理者兼出納課長

町立病院事務長

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

井 上 博 樹

瀬 尾 裕 信

高 橋 教 一

瀬 尾 さとみ

伊 勢 巖 則

明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長

学校教育課長兼学校給食センター所長

社会教育課長兼図書館長

板 谷 裕 康

教育長事務取扱

村 田 修

<農業委員会>

農業委員会会長

農業委員会事務局長

鈴 木 正 喜

水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

主 任

小 森 力

太 田 翼

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和元年第3回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

4番 西山弘志君

5番 村瀬博志君

6番 船戸健二君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

議会運営委員会報告を行います。

本日午前9時より運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたのでご報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は、報告1件、人事案件3件、条例の一部改正3件、補正予算2件、財産の取得2件であります。

よって会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間といたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、平成31年3月6日開会の第1回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目ですが、大樹町役場庁舎建設基本設計に係る中間報告会を開催しております。内容につきましては、広報たいき5月号でお知らせをさせていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

2番目の地震・津波避難訓練の実施についてですが、例年同様、沿岸地域の住民の皆様を対象に、3月19日に行いました。ご協力いただいた関係機関等に対し、この場を借りて改めてお礼を申し上げます。

3番目の航空宇宙関係についてですが、インターステラテクノロジズ社のロケット、MO3号機が、5月4日午前5時45分に打ち上げられ、国内の民間企業として初めて100キロを超えて宇宙空間に到達をいたしました。心からお祝いを申し上げますとともに、本町の取り組みを加速するという意味で大きな契機になるものと考えております。

4番目の大樹高校の入学者数であります。主に忠類中学校と広尾中学校からの入学者の減により、前年対比10人マイナスの38人となりました。来年度は2クラスを確保できるよう、魅力ある高校づくりに対し、引き続き支援をまいりたいと考えております。

5番目の第19回統一地方選挙の結果については、後ほどお目通しをお願いいたします。

6番目の委員の委嘱についてですが、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員、大樹町子ども・子育て支援会議委員、交通安全指導員、大樹町国民健康保険運営協議会委員をそれぞれご委嘱申し上げますので、ご報告をいたします。

7番目の地域おこし協力隊の委嘱ですが、3名を再任をしております。

8番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により、工事請負契約を17件、物品購入契

約を8件、業務委託契約を19件、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しております。

9番目の人事関係、10番目のその他、来町者と会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目の優秀選手派遣についてでございます。

(1)第16回全日本スノーボード技術選手権大会が新潟県の上越国際スキー場で開催され、アルペン男子に領毛雅樹氏を派遣しております。結果は、31人中18位で、残念ながら予選敗退でございました。

(2)全道フットサル選手権大会2019が札幌市で開催され、一般の部に溝口祐真氏を派遣しております。結果は、残念ながら1次ラウンド敗退でございました。

2番目の教育委員会の人事関係についてであります。3月31日付で3名の退職者の発令を、4月1日付で1名の新規採用職員と2名の分掌替えの発令を行っておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

参考のために伺いたいと思っているのですが、10ページの会議出席等についてであります。

5月13日に、大樹町交通安全協会の総会があつて出席されてはいますが、その中で、5月8日に発生した滋賀県大津市の交差点事故についての内容的な話題がなかったのかあつたのか伺いたいと思います。なぜならば、ここ数年間で登下校中の子ども・園児の列に車両が飛び込んだなどによる悲惨な事故で大勢の負傷者、尊い命が失われているところであります。現在も、大きな社会問題になりつつあり、大樹町でもこの議論が必要ではないかという考え方もありますので、議論があつたかなかつたか、参考のためにお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、会議出席等の関係で、13日に開催されました交通安全協会の総会の件でご質疑をいただきました。

滋賀県大津市で発生いたしました交通事故につきましては、私、挨拶の中で触れさせていただきました。ただ、総会の中での質疑の中では、それに関係してのご発言はなかったというふうに思っておりますが、今後も協会、指導員の皆様も含めて、しっかりと交通安全対策を行っていくという強い思いは総会の中で感じたところでもあります。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

1 ページの 3 番の航空宇宙関係です。5 月 4 日に 5 時 45 分に 100 キロ、宇宙空間に到達したということで、大変、議会各位もお祝いをしたいと思えます。

今後、この勢いをつけて、今後、国、道、町としてどう変わっていくのか、また町長としてどう関わっていくのか、これを 1 点まず聞きたいのと、この 4 月 30 日から 5 月 4 日までの来場者の延べ人数はもう把握されていたら教えていただきたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

大樹町で民間でのロケット開発を行ってございましたインターステラテクノロジズの打ち上げが 4 月 30 日から予定をされておまして、先ほど報告をさせていただいたとおり 5 月 4 日に 100 キロ、113 キロでしょうか、到達したということで、無事成功したということでもあります。

大樹町が進めます航空宇宙基地の誘致に向けては、大きな契機になったかというふうに思っているところでもあります。私ども、そしてインターステラテクノロジズの堀江代表、稲川代表と 20 日に北海道知事に表敬訪問させていただいて、改めてお礼と報告に上がろうかというふうに思っているところです。

これから、私どもの役割としては、射場をしっかりとつくっていくという役割が大樹町にはあるかなというふうに思っておりますので、関係する皆様とともに、今、射場をどういう形でつくっていくかという企画をする組織を立ち上げて、それをその中で射場のあり方等を検討した上で、運営する会社にそれを格上げしていくというようなことがこれから求められる作業かというふうに思っておりますので、これからはしっかりと航空宇宙の取り組み、そして射場の誘致の関係については進めていきたいというふうに思っております。

来場者の関係については、担当の課長のほうから説明をさせていただきます。

○議 長

企画商工課長、黒川豊君。

○黒川企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、来場者の人数について報告させていただきます。

4月30日は、この航空公園のパブリックビューイングの会場でございますけれども、2,948人。それから、5月2日につきましては、1,481人。5月4日、打ち上げのあった日ですが、1,317人。合計で5,746人でございます。

このほかに、4月30日にインターステラ側で設けておりますスカイヒルズという場所が約400人以上おられたということでございますので、6,000人を超えているというふうに伺っております。

○議 長

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

引き続き、大樹町も30年の歴史の中で、ついに第一歩を大きく踏み出したかと思っておりますので、町長にとっては、引き続きまたひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、今後のロケットの関係ですけれども、新聞報道によると、次は軌道衛星に向けて創業者は5年以内に打ち上げたいというのですけれども、今回、パブリックコメントもやっただけですけれども、これも道の予算もあるのですけれども、また今後もこういったパブリックコメントみたいな企画なども考えているのか。それを聞きたいのと、また、今回の4月30日から5月4日までの職員の出演、あったと思うのです。その総人数がどのくらいあったのか。また、今回、職員だけが対応したのか、それとも地域安全協議会だとか交通安全指導員とか、そういうボランティアの方も参加しているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

パブリックビューイングのあり方ではありますが、今回も十勝毎日新聞社ほか関係する機関とともに設営、運営をさせていただいたところでもあります。今後もインターステラテクノロジズ、ロケットの打ち上げを進めるというふうに思っておりますので、今回も含めてロケットの打ち上げというのは非常に観光の面でも力があるなど感じているところでもあります。次回等も含めて、多くの方々にご来場いただける場だというふうに思っておりますので、実際に大きなスクリーンを設置できるかというのは、勝毎さんほかご協力いただけたところのご支援があればということではありますが、何らかの形で大樹町に来ていただける方々に、大樹町のいろいろな魅力、取り組みを発信できる大切な場だというふうに思っておりますので、町としては何らかの形でおもてなしといたしましうか、PRできる場は設けていきたいというふうに思っております。

時間外の関係等、または関係する機関の出演、お手伝い関係等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議 長

企画商工課長、黒川豊君。

○黒川企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、職員の出役でございますけれども、会場の駐車場の係、駐車場を誘導する係、それから順路を誘導する係、そして本部に詰めている、救護も含めてでございますけれども、約1回当たり45名程度の出役をしております、延べ130名程度になるかと思っておりますけれども、出役をしております。

時間外につきましては、今精査中でございますけれども、振替休暇が与えられる分には振替休暇を与えながら、時間外の部分は時間外を対応するというようなことでございます。

ボランティアにつきましては、4月30日のそのスカイヒルズのほうにはインターステラ後援会の方々が協力しているというのはお聞きしております。交通安全協会等々につきましては、今回は出役を願っておりません。お願いはしておりません。

また、十勝支庁を通じまして、北海道の職員を中心に20名の方々がボランティアで4月30日は会場の運営に当たっていただいたということでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤君。

○齊藤徹議員

それで、最後に質問ですけれども、今回のイベントで今説明ありました約6,000人以上いたということで、昨日、商工会の通常総会でも、会長の挨拶でも延べ人数で6,000人以上来た。何とかこれを地元で観光に結びつけたい、商業に結びつけたいというそういう意見が出ておりました。

多分、これからは商工観光のほうもそれに力を入れていくと思うのですけれども、町としてどういう形で具体的に商工業に支援策をしていくのか。もし、案があれば教えていただきたいのと、最後もう1点ですけれども、今回のパブリックコメントを見ますと、やはりどこの町村も、今回は町職員約130名で対応したのですけれども、せっかく町で委嘱したり交通安全指導員、今のところ14名と聞いておりますので、そういった地域の地域安全推進協議会とかもありますので、そういった団体をうまく町ぐるみ全体で、町民全体で誘導だとか交通整理だとか駐車場係やることも、少しでも職員の負担を軽くすることも町と連帯して考えていかなければならないと思っております。

特に、一番気になったのは、これ連休ということで、国道での入り口出口の誘導ですけれども、一職員がやったのですけれども、あれはやはり警備会社ないし警察署にきちんとお願いをして、あそこで万が一事故起きた場合は、職員には重い負担だと思っております。そういうことを考えると、そういうことも今後考えていただきたいと思っておりますけれども、それについて最後お願いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も昨日、商工会の総会のほうには出席をさせていただきました。今、齊藤議員がおっしゃるとおり、会長のご挨拶の中にもそのこと触れていただいたというふうに思っております。

今回も、観光協会を通じて、町内の飲食店を営む方々に出店のご協力をいただいたところでもあります。ただ、4月30日については、たしか6店舗近く出店いただいたと思いますが、その後は、5月2日については2店舗、5月4日についても1店舗、自主的に出店をいただいたということで、そういう意味では、地元の協力の輪が広がってきているというふうに思っているところでもあります。

警備、車両の国道への出入りの関係での警備等についても、広尾警察署のご協力をいただきながら進めているところでもあります。私どもの職員も数を、場数を踏んできたというようなこともありまして、大分スムーズに出入りができるというふうな経過を踏んではおりますが、これからも議員がご指摘のとおり、町内にありますそういう関係する機関とも連携をしながら、円滑な、そして効果的な打ち上げの実現に向けて対応していきたいというふうに思っておりますので、また次回の日程等が決まってきた段階では、関係する機関にも呼びかけをして協力を求めているというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

2ページの、北海道の大樹高等学校の入学者の結果が報告されていたのですが、今後の、主に大樹中学校ということなのでしょうけれども、在校生というか卒業生の動向と、このまま1学級ということになりますと、今後どのようなことになるのかと、あと3つ目は、この卒業生というか在校生が非常に厳しい場合の今後の対応策を今お考えになっているのか、その3点について質問いたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど大樹高等学校の入学者、今年の実績について報告をさせていただきましたところでもあります。

大樹中学校では、46名のうち28名が大樹高校に進学したということで、進学率としては60.9%、地域、地方にある高校、郡部にある高校としては、地元の進学率としては、大樹は高いほうかというふうには思っております。ただ、残念ながら、近隣の中学校から大樹高校への進学者が減ったということもあって、今年度については38人という入学者になったということでもあります。

大樹中学校に限っていえば、これから2カ年、実は今年の卒業生の46人よりも少ない学年になります。そういう意味では、これからも地元の進学率60%をキープしたとしても、入学者を40人確保していくのはなかなか大変かというふうには思っております。

子どもの数が減っていくというところは、大樹に限ったことではありませんので、これからも大樹高校の2間口を維持していくためには、状況としては厳しい状況が続くと思っておりますので、活性化、高校の活性化協議会または振興会等々ともこれから相談をしながら、どういう形で大樹高校の入学者を確保していく、手段を講じていくかというところは共有をしていかなければならないというふうに思っておりますし、その中でさらに財源的な上乘せと申しましょうか、拡充が必要な場合については、しかるべき段階で予算等も含めてまたご相談をしなければならないというふうに思っているところでもあります。

学級、入学者数が減ったということによってどういうことになるかというところについては、教育長のほうから説明を行わせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

生徒数が減ることによる学級減に伴い教職員数が決まっておりますので、教職員が減らされます。そうなりますと、選択教科などの幅がぐっと狭まってしまいます。

高校はじめ、我が町もすごく危機感を持っているところでございます。

そして、議員の一番最初の質問は、大樹中学校の卒業生の進路状況かと思いますが、柏葉1、三条3、南商1、農高2、更別農業1人、三笠高校1人、大谷2人、白樺1人、帯広北1人、札幌の専門学校1人、広尾高校1人でございます。

広尾もすごく厳しくて、昨年度は2間口維持できませんでした。1名足りなかったということで。今年は、大樹の1名含めて41名で、ぎりぎり2学級維持ということです。

豊似地区は、生活圈大樹でございますが、広尾もやる気になってまして、ほとんどは広尾高校。地元を存続するために頑張っているという状況です。

先ほど町長が申ししていたように、魅力ある学校づくり、本当に頑張ってくれています。夢を持ってインターステラに就職したいのだということで、室蘭工業大学にも入学者が出ている状況ですし、不登校が全くないという素晴らしい学校になってございます。

今後は、帯広方面からたくさん来てもらうように営業活動を頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに。

西田君。

○西田輝樹議員

通常、1学級というか、2学級維持できない場合に、例えばサテライト学校のような、そ

ういうふうなのにもなっている学校もあるやに報道されておりますけれども、通常は今の40人学級といえますか、2学級維持されなかった場合には、道教委で示されている方針というのは、どのような、一般的な、例外もあるでしょうけれども、一般的には道教委ではどのような方針を示しているのでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

今、議員ご指摘のように、2学級を割る学校は統廃合という方針が以前出されておりました。でも、最近、地域の活性化、地元の高校の必要性というのがかなりわかってきてきています。

それで、今年、残念ながら2間口維持できなかった本別高校は3年連続1間口になっております。しかし、統廃合の話は出てございません。

議員ご指摘のサテライト校については、極少で、また統合しても60キロ以上離れている学校となるとすごく通学が不便なものですから、そういうところは今、遠隔授業ということでやっています。

上ノ国高等学校や寿都高等学校はそうで、寿都の場合は、札幌西高とテレビで授業をやって、すごく効果が上がっているという話を聞いてございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認め、以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議 長

日程第5 報告第1号改元に伴う大樹町各会計予算の名称の変更についての件を議題といたします。

提出者から、報告を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、報告第1号について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、改元に伴う大樹町各会計予算の名称の変更についてご報告を申し上げます。新天皇の即位に伴いまして、5月1日から元号が令和となりました。3月開催の定例第1回町議会におきましてお認めをいただいた本年度の大樹町一般会計及び7特別会計の予算の年度の名称は平成31年度であります。国及び他の地方公共団体においても5月1日以降の予算の年度の名称を改め、または改める予定であることから、本町におきま

しても各会計予算の名称を平成31年度から令和元年度に改めさせていただいたものでありますのでご報告を申し上げます。

○議 長

これをもって、報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本件の報告は終わります。

◎日程第6 議案第26号

○議 長

日程第6 議案第26号監査委員の選任についての件を議題といたします。

村瀬博志君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました、議案第26号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、監査委員の選任についてのお願いであります。

それでは、議案を朗読をいたします。

議案第26号監査委員の選任について。

大樹町監査委員のうち議員のうちから選任された齊藤徹氏は、平成31年4月30日をもって任期満了となったので、この後任として下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

大樹町議会議員、村瀬博志氏。昭和24年12月23日生まれ。

後任としてご提案申し上げます村瀬氏につきましては、現在69歳で、今回の地方議会議員選挙におきまして初当選されております。町内尾田地区で農業を営まれていた際には、平成8年から大樹町農業協同組合の監事として、平成17年からは、3期連続で代表監事として農協の財務管理や経営管理に手腕を発揮されております。人格も高潔で、会計事務にも精通されておられるなど、監査委員として適任と考えるものでありますので、ご審議の上ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

本案は、人事案件でありますので、大樹町議会運営基準第99条の規定により討論を省略いたします。

これより、議案第26号監査委員の選任について採決いたします。

この採決は、大樹町議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの投票者数は10名であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に船戸健二君、松本敏光君を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

これによって、立会人に船戸健二君、松本敏光君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

それでは、投票箱、異議なしと認め、これより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と記載の上、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなします。

投票用紙に可否を記入しましたら、議会事務局長に点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次議長席に向かって右側から登壇し、投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

議席の番号と氏名を申し上げますので、順次投票願います。

1 番、寺嶋誠一議員。2 番、辻本正雄議員。3 番、吉岡信弘議員。4 番、西山弘志議員。
6 番、船戸健二議員。7 番、松本敏光議員。8 番、西田輝樹議員。9 番、菅敏範議員。10
番、志民和義議員。11 番、齊藤徹議員。

(投票)

○議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

船戸健二君、松本敏光君、立会をお願いいたします。

(開票)

○議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

◎日程第7 議案第27号

○議長

日程第7 議案第27号監査委員の選任についての件を議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第27号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、監査委員の選任についてのお願いであります。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第27号監査委員の選任について。

大樹町監査委員のうち識見を有する委員として選任された澤尾廣美氏は、令和元年5月31日をもって任期満了となるので、この後任として下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

大樹町緑町29番地5。澤尾廣美氏。昭和15年7月28日生まれ。

澤尾氏は、現在78歳、大樹漁業協同組合の参事、専務理事を長きにわたり務められ、平成19年からは3期12年間にわたり、本町の代表監査委員をお務めいただいております。人格も高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、行政運営にも優れた識見をお持ちであり、監査委員として適任と考えておりますので、ご審議の上ご同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

本案は、人事案件でありますので、大樹町議会運営基準第99条の規定により討論を省略いたします。

これより、議案第27号監査委員の選任について採決をいたします。

この採決は、大樹町議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの投票者数は11名であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に船戸健二君、松本敏光君を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、立会人に船戸健二君、松本敏光君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

異議なしと認めます。

これより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と記載の上、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなします。

投票用紙に賛否を記載しましたら、議会事務局長に点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次議長席に向かって右側から登壇し、投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

議席の番号と氏名を申し上げますので、順次投票願います。

1番、寺嶋誠一議員。2番、辻本正雄議員。3番、吉岡信弘議員。4番、西山弘志議員。5番、村瀬博志議員。6番、船戸健二議員。7番、松本敏光議員。8番、西田輝樹議員。9番、菅敏範議員。10番、志民和義議員。11番、齊藤徹議員。

(投票)

○議 長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

船戸健二君、松本敏光君の立会をお願いいたします。

(開票)

○議 長

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。そのうち、賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 05 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 8 議案第 28 号

○議 長

日程第 8 議案第 28 号副町長の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました、議案第 28 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、副町長の選任についてであります。

現在の副町長布目幹雄氏につきましては、5 月 17 日に任期満了となりますので、今回新たに大樹町西本通 84 番地 4 にお住いの黒川豊氏を後任として選任いたしたく、ご提案申し上げます。

黒川氏は、現在 58 歳で、昭和 54 年から現在まで、大樹町職員として勤務をされております。この間、現在の企画商工課長をはじめ、町立病院事務長、農林水産課主幹のほか各分野を広く経験されるなど、町職員としての長いキャリアの中で、行政全般に精通しておりますこと、町民や職員からの信望も厚く、行動力にも定評があることなどから、副町長として適任と判断したものでありますので、ご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

本案は、人事案件でありますので、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第28号副町長の選任についてを採決をいたします。

この採決は、大樹町議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの投票者数は11名であります。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に船戸健二君、松本敏光君を指名したいと思いを。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

これによって、立会人に船戸健二君、松本敏光君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

異議なしと認めます。

これより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と記載の上、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなします。

投票用紙に可否を記載しましたら、議会事務局長に点呼を命じ、議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次議長席に向かって右側から登壇し、投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

議席の番号と氏名を申し上げますので、順次投票願います。

1 番、寺嶋誠一議員。2 番、辻本正雄議員。3 番、吉岡信弘議員。4 番、西山弘志議員。
5 番、村瀬博志議員。6 番、船戸健二議員。7 番、松本敏光議員。8 番、西田輝樹議員。9
番、菅敏範議員。10 番、志民和義議員。11 番、齊藤徹議員。

(投票)

○議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

船戸健二君、松本敏光君の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場閉鎖)

○議長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第29号

○議長

日程第9 議案第29号大樹町税条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第29号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例等の一部改正についてをお願いするもので、地方税法等の一部を改正する法律や関係政令等が本年3月に公布されたことに伴い、大樹町税条例のほか大樹町税条例等の一部を改正する条例2本の改正が必要となったものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

議案第29号大樹町税条例等の一部改正について説明させていただきます。

改正内容の説明に先立ちまして、概要から説明させていただきます。

今回の改正条例は、全5条から構成しており、第1条から第3条までは大樹町税条例（昭和25年条例第9号）を、第4条では平成28年に、それから第5条では平成30年にそれぞれ議決をいただきました大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

町民税の関係では、ふるさと納税制度の見直し、住宅借入金に係る特別税額控除期間の拡充、単身で児童を扶養している者の非課税措置対象への追加などにより規定の整備を行ってございます。

軽自動車税の関係では、種別割の税率の特例として、グリーン化特例について3段階で改正するもの、軽自動車税の環境性能割非課税規定と税率特例規定の新設などの規定の整備を行ってございます。

それでは、条文に沿いまして、第1条から説明させていただきます。

表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。なお、法令の改正により条例で引用している条項にずれが生じたものの改正、軸の表現方法が改められたことによる改正など、規定している内容に変更がないものについては、説明を省略させていただきます。

第34条の7は、寄附金税額控除についての規定でございます。ふるさと納税制度の見直しの内容で、改正条文の上から7行目、改正前の第1号に掲げる寄附金を改正後は第2項に規定する特例控除対象寄附金としてございます。この特例控除対象寄附金とは、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で、指定する団体として寄附金の募集を適正に実施する地方団体で、さらに返礼品の返礼割合を3割以下、返礼品を地場産品とする団体が指定され、その指定された団体に寄附したものをいい、これまでどの地方団体に寄附を支出しても特例的な税額控除を受けられましたが、改正後は総務大臣が指定した団体に対する寄附金がこ

れまでと同じ特例的な税額控除を受けられるものとする規定の整備でございます。

2ページ目をお開き願います。

附則の改正になりますが、第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金と特別税額控除についての規定でございます。所得税の住宅ローン控除に係る改正により、控除期間が現行の10年から13年に延長されることになり、3年の延長期間中も現行制度と同じく、控除限度額の範囲内で所得税額から控除しきれない額について、個人住民税額から控除する改正となっております。

9ページをお開き願います。

下段になりますけれども、附則の第16条は、軽自動車税の税率の特例についての規定でございます。第1項では、初年度登録後、14年経過以降に対して加算する重課の規定を令和元年度に限ったものとしていますが、本改正条例第4条で当面の間、継続するに改正してございます。

次に、10ページから11ページになりますが、改正前の2項から4項で平成29年度分に係る税率を軽減する特例を削除し、11ページ下段の改正後の第2項から13ページまでの第4項までは平成30年と令和元年度に対する税率の軽減を先に削除した29年度分の税率と同様とする改正規定となっております。関連になりますけれども、令和2年と3年度分に対する税率は、本改正条例の第2条で、令和4年と5年に対する税率は本改正条例の第3条で同様に税率を軽減する内容となっております。

まとめますと、14年経過以降に対して加算する重課の規定は当面の間継続するもので、29年度までの軽自動車税種別割の税率を軽減する内容は令和5年度、平成でいいますと35年度までの分として継続する内容となっております。

16ページをお開き願います。

本改正条例の第2条となりますが、第36条の2は町民税の申告についての規定でございます。ここでは、給与所得者及び公的年金等受給者が確定申告を提出する場合に年末調整に記載した控除額に変更がない場合は、所得控除の合計額の記載のみで可とする申告書記載事項の簡素化についての改正規定となっております。

次に、36条の3の2と17ページになります36条の3の3を説明しますが、その前に26ページをお開き願います。

26ページでは、本改正条例の第3条の改正となりますが、第24条では個人の町民税の非課税の範囲についての規定でございます。24条第1項の第2号で定める個人の町民税を非課税とする対象の障がい者、未成年者、女性の寡婦と男性の寡夫に加えて単身児童扶養者が追加されてございます。ここで言う単身児童扶養者とは、未婚のひとり親になりますけれども、今までの制度では寡婦控除の対象の中にひとり親が含まれていませんでした。しかし、子育てのほか、家事と就業を一人で行わなければならないことは、ひとり親になった原因が未婚の場合であったとしても、死別、離婚、配偶者の生死が不明な場合と変わらないとして今回追加される改正となっております。

再度、16ページにお戻り願います。

36条の3の2は、個人の住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての規定でございます。扶養親族等申告書の記載に当たって、先ほど説明させていただきました単身児童扶養者、未婚のひとり親に該当する場合は、その旨を記載できるように第3号で記載事項を追加する改正規定となっております。

17ページに移りまして、36条の3の3では、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての規定でございますが、36条の3の2と同じく第3号で公的年金等の受給者に係る扶養親族等申告書にも単身児童扶養に関する記載事項を追加する改正となっております。

19ページをお開き願います。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税についての規定でございます。臨時的軽減の規定を新設する内容で、天然ガス軽自動車とガソリン軽自動車で窒素酸化物などの排出量が一定以上少ない軽自動車の取得が令和元年10月1日から2年の9月30日までの間に行われた場合に限り環境性能割を非課税とするものでございます。

附則15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定でございます。環境性能割の賦課徴収は、当分の間北海道が行うこととする規定でございますが、第2項では環境性能割を賦課する軽自動車に該当するか否かの認定は、国土交通大臣が認定するものとし、20ページに移りまして第3項では環境性能割の額に不足があった場合の原因が国土交通大臣の認定等を申請したものが不正の手段により認定を受けた場合のものであるときは、当該認定を取り消され、当該申請をしたものが環境性能割を負担しなければならないとする規定で、第4項では第3項により認定を取り消された場合に納付する環境性能割の不足額には、100分の10の割合を加算して納付すると規定する内容となっております。

次は、軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例についての規定でございますが、附則第15条の3では、非課税に関する規定、21ページの中ほどの15条の3の2では減免の規定となっております。北海道が当分の間、市町村に代わって軽自動車税の環境性能割に係る非課税及び減免に係る事務を行うことになっているため、軽減事務に係る取り扱いを全道の市町村で統一するために定めるものでございます。

第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定でございます。環境性能割の税率を1%とする臨時的軽減の規定を新設するもので、燃費性能等が一定基準を満たす軽自動車への取得を令和元年10月1日から2年9月30日までの間に行われたときに限り100分の2とあるのは100分の1とするものでございます。

次の22ページから25ページまでの本条例改正の1条で説明しました軽自動車税の種別割、グリーン化特例の令和2年度、3年度分に係る軽減の規定でございますので割愛させていただきます。

次に26ページ、27ページでは、本改正条例の第3条となりますが、第24条は単身児

童扶養者を個人住民税の非課税措置へ追加する規定で、26ページ下段から27ページにかける附則第16条第5項は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、それぞれ本改正条例の第1条と2条の改正の関連で説明させていただきましたので、ここでは割愛させていただきます。

28ページをお開き願います。

本改正条例の第4条となります。平成28年に議決をいただきました大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。このページの下段の改正は、営業用、自家用の字下げによる体裁を整えるものでございます。内容に変更はございません。

29ページの下段をご覧ください。

本改正条例第1条で改正する改正後の附則第16条について、軽自動車税を種別割に改めたことに関する規定の整備をする内容となっております。

31ページをお開き願います。

本改正条例の第5条となります。平成30年に議決をいただきました大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

33ページをお開き願います。

33ページから34ページにかけて、法人の町民税の申告納付についての改正となります。平成30年の改正では、資本金の額が1億円を超える法人について、法人住民税を電子情報処理組織による申告が義務付けられましたけれども、今回の改正では電気通信回路の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することは困難であると認められる場合には、従前の申告方法でも可能とする内容を規定するものでございます。

35ページをお開き願います。

本条例の附則になります。第1条では、施行期日について規定しており、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございますが、第1号から第5号までで施行期日が5区分となっております。

それぞれの施行日と主な内容についてでございますけれども、第1号では、施行期日が令和元年6月1日でふるさと納税に関する規定、第2号では施行期日が令和元年10月1日で軽自動車税に関する規定、第3号では令和2年1月1日の施行日で単身児童扶養者の非課税関係の記載事項への追加に関する規定、第4号では令和3年1月1日の施行日で単身児童扶養者の非課税措置対処への追加に関する規定、第5号では令和3年4月1日の施行日で軽自動車税のグリーン税制に係る規定などとなっております。

第2条から、37ページにかかります第4条までは、町民税に係る経過措置、37ページの中ほどの第5条では、固定資産税に関する経過措置、第6条から第8条では軽自動車税に関する経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第29号大樹町税条例等の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第30号

○議 長

日程第10 議案第30号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第30号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするもので、地方税法、施行令等の一部を改正する政令等が本年3月に公布されたことに伴い、大樹町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

議案第30号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

まず始めに、今回の改正内容の概要から説明させていただきます。

改正内容の主なものとしましては、2点ございまして、1点目は課税限度額を引き上げるもので、基礎課税額について3万円引き上げる内容でございます。なお、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額に改正はございません。

2点目は、保険税の減額に係る軽減の要件を緩和するものでございます。5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の人数に応じて加算する金額を引き上げることで要件を緩和する内容となっております。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第2条は、課税額についての規定でございます。第2項では、基礎課税額について定めており、ただし書きで限度額を定めておりますが、改正前の58万円を改正後は61万円に改めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます。第2条の限度額の改正に合わせて、条文中の58万円を61万円に改めるものでございます。

2ページ目に移りまして、第2号では、5割軽減についての規定でございますが、世帯の所得を計算する際の被保険者等の人数に応じて加算する金額を27万5,000円から28万円に改めるものでございます。

第3号では、2割軽減についての規定でございます。2号と同じく、世帯の所得を計算する際の被保険者等の人数に応じて加算する金額を50万円から51万円に改めるものでございます。

附則になりますが、施行期日は公布の日とし、平成31年4月1日から適用するもの、適用区分では令和元年度以降の国民健康保険税に適用するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

この限度額の3万円引き上げということですが、これ限度額であって、それだけではなくてはないということではなくて、それより以下でもよいということになるのだと思うのです。

現在、現時点で道内で、その限度額以下に保険税を設定している自治体というか保険者というのか、どれくらいあるかお願いいたします。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

道内の限度額以下の保険者数ということのご質問でございますけれども、基礎課税、医療費分だけに限っていいますと58万円未満の保険者数が全道177保険者数のうちの27保険者となっております。

参考までに、58万未満がいくらの設定になっているかといいますと、55万円の保険者が1保険者、54万円の保険者が23保険者、52万円の保険者が3保険者となっております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

どうもありがとうございます。

52万円、54万円とかが23自治体と、23保険者ということで、全部で27ということになりますと、やはりこれは一般質問なんかでも取り上げているのですが、国民健康保険税の高さといいますか、これは私も気が付いてみると本当に逆転しているのです。自分のことをとってみても、もし私が今の状態でサラリーマンだったらと仮定したら、国民健康保険税って倍ぐらい、倍近いというふうに、ざらっとした計算で、そんなふうに思います。

正確な数字は、私もちょっとできないのですが、かなり高くなっていると。しかも、その上に家族が増えると、均等割ということが増えてくることもあるということで、さらに増えていくことで、例えば新規就農者とか、そういうふうになってくると、若い人たちです、そういう人たちは。そうすると、家族がいて、やはり健康保険税が子育て支援にも、子どもがいて均等割が増えていくということになると、負担がさらに重くなって、やはり子育て支援に逆行というふうに。私、それだけではないと思うけれども、そういうふうに積みあがってそういうふうに負担が増えていくということを考えると、ここはもうひとつ、国に今まで町村会、全国の町村会とか市長会とか、そういうところ、地方団体でも減免求めると。公費1兆円投入して求めると。こういう大きな動きになってきていますので、ぜひこういうときに、それ以下という自治体もあるので、町もその方向に私は舵を切るべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、国民健康保険税条例の一部改正の内容等についてご質疑をいただいております。

確かに国保の加入者の方々は、賦課の金額が上がるということは、家計に対する影響というのは少なからずあると思っております。ただ、これが子育て世代に対してどういう影響があるか、またはこのことが子育て世帯に対して大きな影響があるというふうには私は考えておりません。

子育て支援という部分では、医療費の無料化でありますとか、国保加入者にかかわらず行っているということもありますので、これからもしっかり対応していきたいというふうには思っているところでもあります。

先ほどご質疑の中で、限度額を満たしていない形で設定している事業体の数等については説明をさせていただいたところでもあります。大樹町といたしましては、従前どおり政令で定められた限度額をもって賦課をさせていただいておりますので、今後も国保、国民健康保険事業の円滑な運営に資するという意味からも賦課の限度額については政令に定められた金額を堅持していきたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

子育て支援ということにはつながるかどうかわからないということですが、それも1つの手立てだというふうに私は考えているのです。

あと、円滑な国保財政の運営ということですが、これだけ上がってくると、払うこと自体が大変になってくると円滑の運営となるのかどうか。ここは、法定外繰り入れも、大樹の町としても頑張っているところですが、さらに、やはり引き続き、これは後で、次の機会に、私になりますけれども、少なくともこの限度額については、この決められた額、限度額以下でやっているところも現実に27あるということになりますと、全道で170を超えている自治体の中でも1割を超えているということになりますと、やはり重く受けとめて、そういうふうな方向でやっていったほうが良いと私は考えます。

再度、町長、お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

限度額の町としての考え方については、先ほど答弁をさせていただいたところでもあります。全道で27の事業体が限度額以下で賦課をしているということもありますが、それはそれぞれの経過、またはご事情があつてのことだというふうに思っておりますので、大樹町としては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、政令で定められた限度額をもって賦課をさせていただき、国保、国民健康保険事業の円滑な運営に資していきたいというふうに考えております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

まだ課税になっていませんけれども、限度額を超える世帯というのは、ここ1、2年の中でどれくらいの割で、世帯数に対する割合はあるのでしょうか。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

ちょっと割合ということではありませんけれども、30年度の当初課税でいいますと、基礎課税分の世帯数が、全部で927世帯に課税しておりまして、限度額を超過している世帯数は、そのうちの60世帯が超えている状況にあります。

参考と、昨年度の、30年度の当初課税のところ58万円を今回61万円にするということになりますと、昨年度の所得でやっていますので、今年度新たに条例改正後に賦課するのと数字は変わりますけれども、58万円を超えて61万円以下となる世帯は、その60世帯中7世帯になります。ですので、残る53世帯は、引き上げたとしても、またさらに限度額いっぱい保険税をお願いしないとならないという状況になってございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております大樹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対の討論を行います。

本案は、賦課限度額が61万円に引き上げるものでございます。この国民健康保険税につきましては、これは既に質疑にもありましており、限度額いっぱいではなく、それ以下に抑えている自治体、保険者が、27とあるということが、現実には、これはもう国民健康保険税の持っている仕組み自体がもう、このままいったらもたなくなるということで全国の町村会、また市長会でも国費の1兆円投入して引き下げを求めると、こういう要望までしている事態になっております。

このことから、また産業構造、自営業者の減少、そして年金生活者が国民健康保険税に加入してくると、こういうような収入のどちらかという低い人たちが被保険者になってくるというその構造自体にやはり私は問題があると考えております。

よって、今回の健康保険税条例の一部改正に反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ただいま議題となっております議案第30号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、被保険者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築された制度でございます。そのような中で、国民健康保険税条例は、かかる医療費の総額から道費負担金等を除いた額を被保険者全体で負担するもので、国民健康保険の被保険者の方が安定的に医療給付を受けるための基礎となるものであります。

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、限度額等の改正を提案されるものでありますが、所得の多い人が限度額によりそれ以上課税されないこと、保険税軽減要件に緩和を行い、中間層の被保険者に配慮をした改正内容であります。

国保事業の安定運営を考慮した内容でありますので、したがって本条例改正は、国保事業を円滑に進めるための適正な改正のため、本条例改正に賛成の立場として討論させていただきます。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第30号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

お座りください。

起立10人。起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議 長

休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 1 1 議案第 3 1 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 3 1 号大樹町介護保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 3 1 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町介護保険条例の一部改正についてをお願いをするもので、所得の低い方に対する介護保険料の軽減制度が強化されることに伴い、大樹町介護保険条例の一部改正が必要となったものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第 3 1 号大樹町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回、国の制度改正により、公費による低所得者への保険料の軽減措置が強化されたことに伴い、本条例を改正するものです。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定の改正するものです。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

第 2 条は、保険料率についての規定です。第 1 項は、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度における保険料率を所得に応じて第 1 号から第 9 号まで定めておりますが、文中の平成 3 2 年度を令和 2 年度に改めるものでございます。

次ページをお開きください。

第 2 項は、第 1 項第 1 号に掲げるもの、町民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者の方、生活保護の方、町民税非課税世帯で年金収入などが 8 0 万円以下の方の保険料率の軽減を強化する内容を改めるものです。令和元年度の保険料は、年額 2 万 6, 0 4 0 円、基準額の 0. 3 7 5 倍。令和 2 年度の保険料は、年額 2 万 8 8 0 円、基準額の 0. 3 倍に改めるものです。

3 項は、第 1 項第 2 号に掲げるもの、町民税が非課税世帯で年金などの収入が 8 0 万を超え、かつ 1 2 0 万円以下の方の保険料率の軽減を強化する内容を追加するもので、令和元年

度の保険料は3万9,120円、基準額の0.5625倍。令和2年度の保険料は、年額3万4,800円、基準額の0.5倍とするものです。

第4項は、第1項第3号に掲げるもの、町民税が非課税世帯で年金などの収入が120万円を超える方の保険料率の軽減を強化する内容を追加するもので、令和元年度の保険料は5万400円、基準額の0.725倍。令和2年度の保険料は年額4万8,720円、基準額の0.7倍とするものです。

附則ですが、本条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第31号大樹町介護保険条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第32号

○議 長

日程第12 議案第32号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第32号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町一般会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ592万8,000円の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第32号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ592万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億1,092万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、資料でご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

始めに、総務費、電子計算費、電算システム整備事業、委託料で81万円の増。財源につきましては、一般財源でございます。予防接種法施行令の一部が改正されまして、一定期間の間に産まれた男性が風しんの定期予防接種の対象者として追加されたところでございます。これに伴いまして、健康管理システムの一部を回収するための経費を計上したものでございます。

続きまして、諸費、行政会館等維持管理費、備品購入費で258万9,000円の増。財源につきましては、その他250万円の増。一般財源8万9,000円の増でございます。高齢者の増加などによりまして各行政区から要望が強かった高座椅子を購入するに当たりまして、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業の申請を行ってまいりました。今回、同センターよりの補助内示がありましたことから、予算措置を行うものでございます。行政区が利用しております11の施設に高座椅子を464脚、会議用の椅子を30脚整備するための予算を計上したものでございます。

続きまして、民生費、老人福祉総務費、介護老人福祉対策事業、繰出金で302万9,000円の増。財源は、国・道支出金が227万1,000円の増。一般財源が75万8,000円の増でございます。所得の低い方の介護保険料の軽減措置に係る制度の拡充強化に伴いまして、一般会計からの繰出金を増額するものでございます。この軽減措置に対します負担率でございますけれども、国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1ずつの負担となっております。

続きまして、教育費、体育施設費、生花湖艇庫維持管理費、役務費から負担金、補助及び交付金で、50万円の減であります。財源につきましては、その他50万円の減でございます。海洋センターの艇庫に配備しております水上バイクの更新に当たりまして、B&G財団

の助成制度を活用することとして当初予算に計上しておりましたが、制度上、町が助成を受けて購入するのではなく、B&G財団が購入し町に譲渡することとなったため、歳入歳出の組み替えを行うものでございます。当初、財団から50万円の助成を受けることとして予算措置を行っておりましたが、これを助成対象外の経費であります役務費と、本体の購入に伴う財団への負担金として所要の予算の整備を行ったものでございます。

以上、合計で補正額592万8,000円の増。財源につきましては、特定財源、国・道支出金が227万1,000の増。その他が200万円の増。合計で427万1,000円の増。一般財源につきましては、165万7,000円の増でございます。

続きまして、第1表歳入歳出予算補正の歳出をご説明しますので、2ページをお開きください。

最初に歳出でございます。

歳出合計補正前の額64億500万円。補正額、2款総務費から10款教育費まで592万8,000円の増。補正後の歳出合計が64億1,092万8,000円でございます。

続きまして、歳入の1ページをお開きください。

歳入合計補正前の額64億500万円。補正額、15款国庫支出金から21款諸収入まで592万8,000円の増。補正後の歳入合計が64億1,092万8,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

10款教育費の12節役務費なのですが、船舶登録などの手数料で32万6,000円の補正なのですが、これは当初予算に未計上の分だったのですよね。それで、現時点で補正するということは、当初予算では見落としだったという理解なのでしょうか。

まず、1点伺います。

○議 長

社会教育課長、村田修君。

○村田社会教育課長兼図書館長

役務費につきましては、議員おっしゃったように船舶の登録手数料ということでございまして、当初備品を購入する際に一括してその送料等も含めての備品購入費ということで考えておりました、そういう予算の計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第32号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第33号

○議 長

日程第13 議案第33号令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第33号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は制度改正に伴う歳出予算の財源組み替えを行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長
それでは、議案第33号令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の増減はなく、居宅介護サービス給付事業に係る制度改正に伴い、
歳出の財源を組み替えるものです。

事項別明細書でご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開きください。

歳出につきましては、財源組み替えのため説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入です。1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料302万9、
000円を減額し、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金302万9、00
0円を増額するもので、差し引き増減はございません。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

総括でございますが、歳入歳出の増減がございませんので、説明を省略させていただきた
いと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第33号令和元年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第34号から日程第15 議案第35号

○議長

日程第14 議案第34号及び日程第15 議案第35号財産の取得についての2件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題となりました、議案第34号と35号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

最初に、議案第34号ですが、取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、除雪トラック。

数量は、付属品や改造など1台分1式。

取得金額は、4,899万8,000円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、広尾町並木通西3丁目15番地、有限会社道東車輛工業、代表取締役、齊藤博。

参考といたしまして、納入期限は、令和2年3月31日であります。

続いて、議案第35号ですが、取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、水槽付消防ポンプ自動車水I-A型。

数量は、付属品や改造など1台分1式。

取得金額は、3,729万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品の売買契約。

取得の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、中川龍太郎。

参考といたしまして、納入期限は、令和2年3月25日であります。

なお、両議案ともに議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括議題となっております2件の案件について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

34号、35号一括で伺いたいと思います。

34号の除雪ダンプなのですが、土木費の備品購入費で5,454万4,000円で予定し

たものでありまして、指名競争入札で対応されています。それで、指名競争入札に参加をした会社数と、2番札の金額について伺いたいと思います。

35号の水槽付消防ポンプ自動車も同様のことを聞きたいのですが、これも消防費の備品購入費で3,775万1,000円で予算計上されていたものでありますから、指名競争入札会社数と2番札の金額を伺いたいと思います。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、私のほうからは除雪トラックの指名業者の数ですが、3社の入札で行っております。そして、2番札の金額は、4,969万150円でございます。

以上でございます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

私のほうからは、議案第35号の関係をご説明申し上げます。

入札の執行は5社でございます。

2番札、この入札につきましては、税抜きで実施をしてございます。それで、契約額3,729万円になってございますが、税抜きで申し上げますと3,390万円でございます。

2番札は税抜きで申し上げますと3,500万円でございます、税込みになりますと3,850万円になるものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑。

菅敏範君。

○菅敏範議員

消防車の確認させてください。こちらに計上されているのは税込み価格で、税抜きでいうと落札価格が3,390万円で、2番札が3,500万円という理解でよろしいですか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

そのとおりでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

議案第34号財産の取得について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第34号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議案第35号財産の取得について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

議案第35号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、令和元年第3回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時25分